

岩手県告示第276号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年3月22日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 千葉組
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区上姉体二丁目2番地2
 - ウ 代表者の氏名 千葉仁
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8710号
- (3) 処分の内容 とび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成24年3月19日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年3月15日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 飯坂建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区古城字千刈田181番地
 - ウ 代表者の氏名 菅原秀子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-21）第60108号
- (3) 処分の内容 とび・土工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成24年3月14日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。